○気象警報の発表,公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて 平成 24 年 2 月 13 日 理事(教育担当)決裁

気象警報の発表,公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。) の取扱いについては、次のとおりとする。

- 第 1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の 取扱い
- 1 理事(教育・東千田担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

広島地方気象台から、特別警報が広島市又は東広島市に対して発表された場合は、その地域に 所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし、東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は、一斉休講は行わない。

2 理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で、各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、 当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお、霞キャンパス(東千田キャンパス)に

- (2) 台風の接近等によりる 風雪のいずれかの警報
- (3) JR 山陽本線等の公共
- (4) 学生・職員が大学へ
- (5) その他, 事件・事故

3

一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

| 一斉休講とする授業時限の範囲 | 判断時刻 |
|---------------------------|-----------|
| 8:45 から 12:10 までに開始される授業 | 06:45 頃まで |
| 12:50 から 17:05 までに開始される授業 | 10:50 頃まで |
| 17:30 から 19:40 までに開始される授業 | 16:00 頃まで |

4 一斉休講時における授業実施の特例

- 一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。
- (1) インターンシップや野外実習,ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で,受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合

は, 当該授業を実施できる。

- (2) 双方向システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。
- (3) オンラインによる授業で、以下のいずれかに該当する場合は、開設部局の長等の判断により当該授業を実施できる。なお、授業担当教員は、受講者の不利益とならないよう、授業実施について必要な連絡を行うものとする。
 - ・同時双方向型の授業で、受講者全員が自宅等で受講可能なことが予め確認できる場合
 - ・オンデマンド型の授業の場合

第2 第1以外の取扱い

第1 の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定 した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

第4 適用

この取扱いは、令和2年6月23日から適用する。